

宮城大学研究推進・地域未来共創センター

研修派遣職員の学生納付金の免除に関する規程

平成23年7月27日

規程第114号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学生納付金規程（規程第46号）第8条の規定に基づき、宮城大学研究推進・地域未来共創センター研修派遣職員に係る授業料、入学者選拔手数料及び入学金（以下「授業料等」という。）の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の免除)

第2条 学長は、公立大学法人宮城大学研究推進・地域未来共創センター研修派遣職員の受入に関する規程（規程第71号。以下「受入規程」という。）に基づいて受け入れた研修派遣職員が、派遣期間中に科目等履修生として本学の授業科目を履修する場合は、当該科目等履修生に係る授業料等の全部を免除する。

(履修の継続)

第3条 前条の規定により授業料等の免除を受けている研修派遣職員が、受入規程第4条に基づく研修派遣職員の身分を失った場合は、当該身分喪失の時点で現に履修している授業科目に限り、身分喪失後も履修を継続することができるものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (H23.7.27 第44回理事会)

この規程は、平成23年7月27日から施行する。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。